

2年目になります

水道料金の改定

問い合わせ：水道管理課 TEL 23-2020

水道事業の健全な経営と適正な維持管理を行うため、水道料金を改定しました。今回の改定は、市民の皆さんの負担を最小限にするため、激変緩和措置を適用しています。

平成29年度から平成31年度の3年間で段階的に引き上げる計画で、今年は2年目になります。

1 1カ月あたりの水道基本料金表 単位：円（税抜）

	口径	新料金		
		平成29年 4月1日～	平成30年 4月1日～	平成31年 4月1日～
基本料金	13mm	1,100	1,200	1,250
	20mm	1,380	1,490	1,550
	25mm	1,650	1,800	1,900
	30mm	2,150	2,300	2,400
	40mm	2,850	3,000	3,100
	50mm	5,400	5,700	5,950
	75mm	10,650	11,250	11,800
	100mm	24,750	24,850	24,900

1 1カ月あたりの水道従量料金表 単位：円（税抜）

	使用水量 ^m	新料金		
		平成29年 4月1日～	平成30年 4月1日～	平成31年 4月1日～
従量料金	～ 8	0	0	0
	9 ～ 11	136	144	156
	12 ～ 15	141	149	162
	16 ～ 20	144	153	166
	21 ～ 30	161	171	185
	31 ～ 40	173	183	198
	41 ～ 50	181	191	207
	51 ～ 100	185	196	212
	101 ～ 500	190	201	218
	501 ～	194	206	223

※口径による従量料金の差はありません。

【具体的な料金の算定の比較】

※口径13mmで1ヶ月20^m使用した場合

●現行は

基本料金が1,100円で
136円が3^mで 408円
141円が4^mで 564円
144円が5^mで 720円
+消費税 223円
=合計 3,015円



●平成30年4月からは

基本料金が1,200円で
144円が3^mで 432円
149円が4^mで 596円
153円が5^mで 765円
+消費税 239円
=合計 3,232円

試算

水道料金改定に伴う 基本料金減免制度

今回の改定では、福祉政策的な観点から基本料金の減免措置を行っています。

①減免の対象

安来市内に住民登録をしている人の住居で、メーター口径が13ミリメートル、20ミリメートルの使用者のうち、生計を一にする者及び同一のメーターを利用する世帯全員の前年分の総所得額が下記の条件を満たす世帯。（※生活保護受給世帯を除く）

- ▼1人世帯： 480,000円以下
- ▼2人世帯： 960,000円以下
- ▼3人世帯： 1,440,000円以下
- ▼4人世帯： 1,920,000円以下
- ▼5人以上： 1,920,000円に4人を超える1人につき330,000円を加算した額以下

②減免額

改定前後の基本料金の差額分を減免額とします。

単位：円（税抜）

口径	改定前	改定後	
	～平成29年 3月31日	平成30年 4月1日～	平成31年 4月1日～
13 mm	1,000	1,200 (200)	1,250 (250)
20 mm	1,350	1,490 (140)	1,550 (200)

※（ ）内は減免額になります。

③申請の方法

「水道基本料金減免申請書」に生計を一にする者及び同一のメーターを利用する世帯全員の①住民票②市県民税課税証明書または収入の状況がわかる書類を添えて申請してください。

・申請書設置場所、申請先：水道管理課（伯太庁舎）

※市のホームページにも掲載しています。

④申請の期間

申請年度の7月末日まで

※8月1日以降に水道を使用開始した方は、開始日から1カ月以内に申請してください。

⑤申請の有効期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日

※引き続き減免を受けようとする場合は、年度ごとに更新の手続きが必要になります。

⑥減免制度の期間

平成34年3月31日までになります。



17

広報 やすぎ

2018 4 月号